

大井町広告掲載基準

制定 平成19年2月1日

改定 平成31年1月1日

改定 令和2年7月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、大井町広告掲載要綱第4条に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断するものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それに相応しい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業に該当する業種又はこれに類する業種に係るもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの（禁煙啓発及びたばこの健康被害に係るものを除く。）
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 占い、運勢判断に係るもの
- (6) 興信所、探偵事務所等の調査会社
- (7) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (8) 暴力団又は暴力団構成員、その他これに準ずる者
- (9) 町税を滞納している者
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生、再生手続中の事業者
- (12) 各種法令に違反している者
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。ただし、

町長が認める場合はこの限りではない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 求人広告に関するもの
- (5) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (7) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (8) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (9) 消費者保護の観点から適切ではないもの
- (10) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (11) 社会的に不適切なもの
- (12) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり不安を与えるおそれのあるもの
- (13) 町が推奨しているかのような表現のもの
- (14) 町の中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でない町長が認めるもの